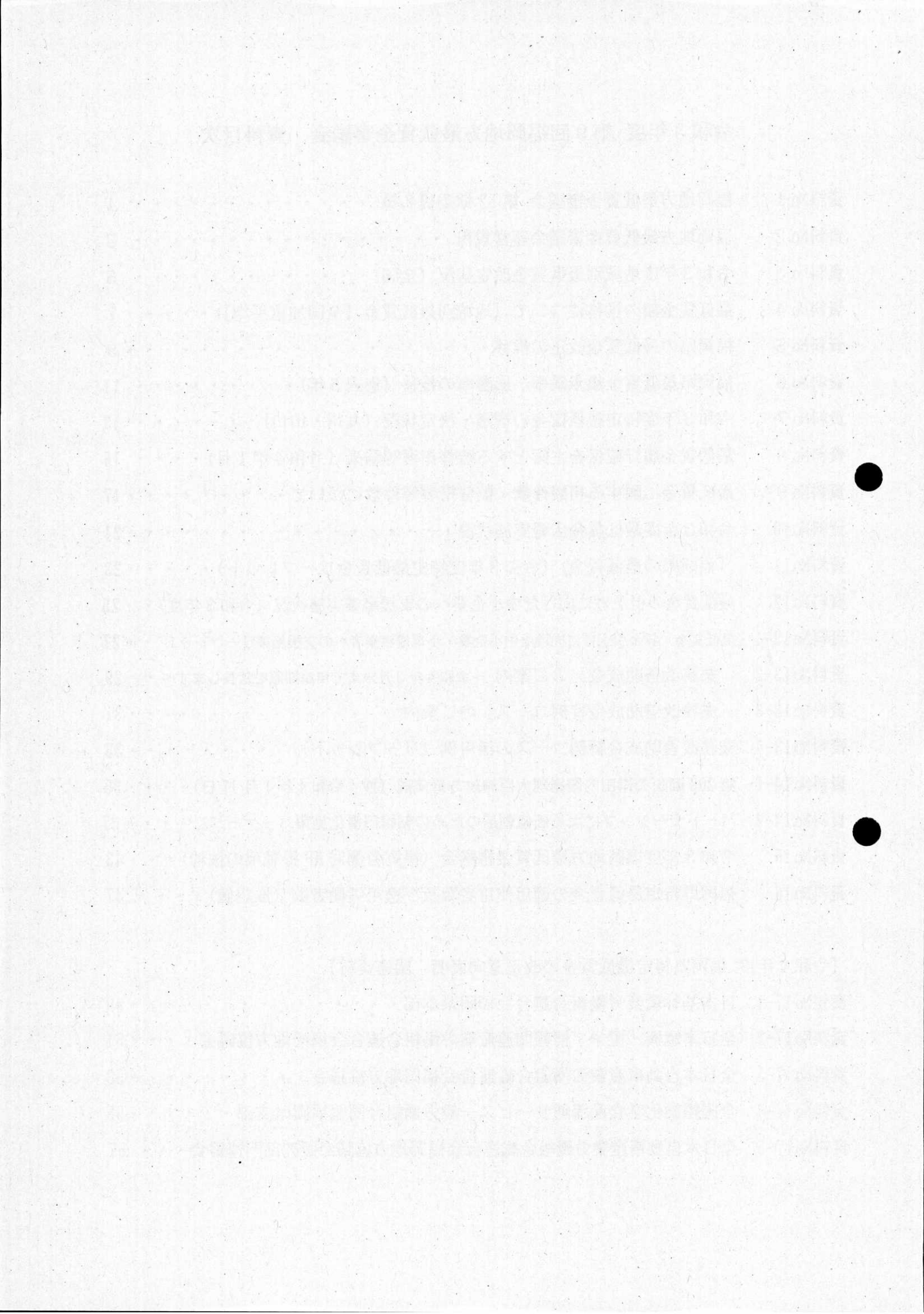


令和3年度 第9回福岡地方最低賃金審議会 資料目次

資料No.1	福岡地方最低賃金審議会 第52期委員名簿	1
資料No.2	福岡地方最低賃金審議会運営規程	3
資料No.3	令和3年度地域別最低賃金改定状況(全国)	5
資料No.4	最低賃金額の推移について(地域別最低賃金【全国加重平均】)	7
資料No.5	福岡県の最低賃金改正の推移	9
資料No.6	福岡県最低賃金額未満率・影響率の推移(過去5年)	11
資料No.7	令和3年度特定最低賃金の審議・決定状況(九州・山口)	13
資料No.8	最低賃金履行確保を主眼とする監督指導等結果(令和4年1月)	15
資料No.9	最低賃金に関する相談件数・監督指導等件数について	17
資料No.10	令和3年度最低賃金広報実施状況	21
資料No.11	「福岡県の最低賃金」(令和3年度特定最低賃金リーフレット)	23
資料No.12	最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況(令和3年度)	25
資料No.13-1	最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策リーフレット	27
資料No.13-2	「業務改善助成金」のご案内 ～令和4年3月末まで申請期限を延長します～	29
資料No.13-3	「業務改善助成金特例コース」のご案内	31
資料No.13-4	業務改善助成金特例コースの活用例(リーフレット)	33
資料No.14-1	第208回国会岸田内閣総理大臣施政方針演説(抄:令和4年1月17日)	35
資料No.14-2	パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ	37
資料No.15	令和3年度福岡地方最低賃金審議会(福岡労働局HP掲載項の抜粋)	43
資料No.16	福岡県特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数(推定値)	47

【令和4年度 福岡県特定最低賃金の改正意向表明 関連資料】

資料No.17-1	日本基幹産業労働組合連合会福岡県本部	49
資料No.17-2	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会福岡地方協議会	51
資料No.17-3	全日本自動車産業労働組合総連合会福岡地方協議会	53
資料No.17-4	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟福岡県支部	55
資料No.17-5	全日本自動車産業労働組合総連合会福岡地方協議会販売部門連絡会	57



福岡地方最低賃金審議会
第52期委員名簿

資料番号
NO. 1

(令和3年4月1日任命：五十音順)
(令和3年5月28日任命) ※1
(令和3年6月23日任命) ※2
(令和3年7月19日任命) ※3

区分	氏名	現職	
公益代表委員	高田 亜朱華	弁護士	
	富山 敦	弁護士	
	平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授	
	◎平木 眞朗	西南学院大学 商学部 准教授	
	○丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授	
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長	
	黒崎 美紀	安川電機労働組合 中央執行委員	※3
	小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長	
	野中 篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長	
	浜田 紀子	UAゼンセン 福岡県支部 次長	
使用者代表委員	金子 亮輔	イオン九州株式会社 人事教育部長	
	小島 良俊	福岡県商工会連合会 専務理事	※2
	境 正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事	
	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事	※1
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事	

(注)◎は会長、○は会長代理である

福岡地方最低賃金審議会運営規程

第1条 福岡地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号、以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年3月16日から施行する。

令和3年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	ランク	目安額	最低賃金時間額【円】 (※)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日
北海道	C	28	889 (861)	28		2021年 10月1日
青森	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月6日
岩手	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
宮城	C	28	853 (825)	28		2021年 10月1日
秋田	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月1日
山形	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月2日
福島	D	28	828 (800)	28		2021年 10月1日
茨城	B	28	879 (851)	28		2021年 10月1日
栃木	B	28	882 (854)	28		2021年 10月1日
群馬	C	28	865 (837)	28		2021年 10月2日
埼玉	A	28	956 (928)	28		2021年 10月1日
千葉	A	28	953 (925)	28		2021年 10月1日
東京	A	28	1041 (1013)	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040 (1012)	28		2021年 10月1日
新潟	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
富山	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
石川	C	28	861 (833)	28		2021年 10月7日
福井	C	28	858 (830)	28		2021年 10月1日
山梨	B	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
長野	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
岐阜	C	28	880 (852)	28		2021年 10月1日
静岡	B	28	913 (885)	28		2021年 10月2日
愛知	A	28	955 (927)	28		2021年 10月1日
三重	B	28	902 (874)	28		2021年 10月1日
滋賀	B	28	896 (868)	28		2021年 10月1日
京都	B	28	937 (909)	28		2021年 10月1日
大阪	A	28	992 (964)	28		2021年 10月1日
兵庫	B	28	928 (900)	28		2021年 10月1日
奈良	C	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
鳥取	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
島根	D	28	824 (792)	32	+4	2021年 10月2日
岡山	C	28	862 (834)	28		2021年 10月2日
広島	B	28	899 (871)	28		2021年 10月1日
山口	C	28	857 (829)	28		2021年 10月1日
徳島	C	28	824 (796)	28		2021年 10月1日
香川	C	28	848 (820)	28		2021年 10月1日
愛媛	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
高知	D	28	820 (792)	28		2021年 10月2日
福岡	C	28	870 (842)	28		2021年 10月1日
佐賀	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
長崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
熊本	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
大分	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月6日
宮崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
沖縄	D	28	820 (792)	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930 (902)	28		-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

1. 制度趣旨

○ 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

2. 地域別最低賃金

○ 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。

○ 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
改定額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930
目安額(円)	示 _{※1} せず	0	示 _{※1} せず	3	3	14	15 (12) _{※2}	7-9 (示 _{※3} せず) ※1.2	15 (10) _{※2}	6 (2) _{※2}	7 (4) _{※2}	14 (14) _{※2}	16 (16) _{※2}	18	24	25	26	27	示 _{※3} せず	28
対前年度引上げ額(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1	28
対前年度引上げ率	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%

(※1) 「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない」とした。

(※2) H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。(H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。)

(※3) 「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

3. 地域別最低賃金の決定基準

○ 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

4. 罰則

○ 最低賃金法 第四十条

第四条 第一項※の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。※使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

福岡県の最低賃金改正の推移

福岡労働局

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率
福岡県 最低賃金	692	1.76%	695	0.43%	701	0.86%	712	1.57%	727	2.11%	743	2.20%	765	2.96%	789	3.14%	814	3.17%	841	3.32%	842	0.12%	870	3.45%
	C		C		C		C		C		C		C		C		C		C		C		C	
	10		1		4		10		14		16		22		24		25		26		示さず		28	
	H22.10.22		H23.10.15		H24.10.13		H25.10.18		H26.10.5		H27.10.4		H28.10.1		H28.10.1		H30.10.1		R元.10.1		R元.10.1		R3.10.1	
時間額	824	2.23%	828	0.49%	835	0.85%	848	1.56%	865	2.00%	881	1.85%	903	2.50%	927	2.66%	950	2.48%	975	2.63%	976	0.10%	980	0.41%
引上率	18		4		7		13		17		16		22		24		23		25		1		4	
対県最賃比	119.08%		119.14%		119.12%		119.10%		118.98%		118.57%		118.04%		117.49%		116.71%		115.93%		115.91%		112.64%	
発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R3.12.10	
時間額	782	1.43%	786	0.51%	793	0.89%	806	1.64%	821	1.86%	837	1.95%	857	2.39%	881	2.80%	905	2.72%	926	2.32%	927	0.11%	947	2.16%
引上率	11		4		7		13		15		16		20		24		24		21		1		20	
対県最賃比	113.01%		113.09%		113.12%		113.20%		112.93%		112.65%		112.03%		111.66%		111.18%		110.11%		110.10%		108.85%	
発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R3.12.10	
時間額	805	1.64%	809	0.50%	816	0.87%	828	1.47%	844	1.93%	860	1.90%	880	2.33%	902	2.50%	923	2.33%	944	2.28%	944	0.00%	957	1.38%
引上率	13		4		7		12		16		16		20		22		21		21		0		13	
対県最賃比	116.33%		116.40%		116.41%		116.29%		116.09%		115.75%		115.03%		114.32%		113.39%		112.25%		112.11%		110.00%	
発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R4.1.7	
時間額	755	1.34%	758	0.40%	764	0.79%	775	1.44%	790	1.94%	802	1.52%	824	2.74%	846	2.67%	867	2.48%	889	2.54%	889	0.00%	897	0.90%
引上率	10		3		6		11		15		12		22		22		21		22		0		8	
対県最賃比	109.10%		109.06%		108.99%		108.85%		108.67%		107.94%		107.71%		107.22%		106.51%		105.71%		105.58%		103.10%	
発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R4.1.7	
時間額	797	1.40%	800	0.38%	807	0.88%	819	1.49%	834	1.83%	850	1.92%	870	2.35%	892	2.53%	915	2.58%	940	2.73%	941	0.11%	959	1.91%
引上率	11		3		7		12		15		16		20		22		23		25		1		18	
対県最賃比	115.17%		115.11%		115.12%		115.03%		114.72%		114.40%		113.73%		113.05%		112.41%		111.77%		111.76%		110.23%	
発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R3.12.10	

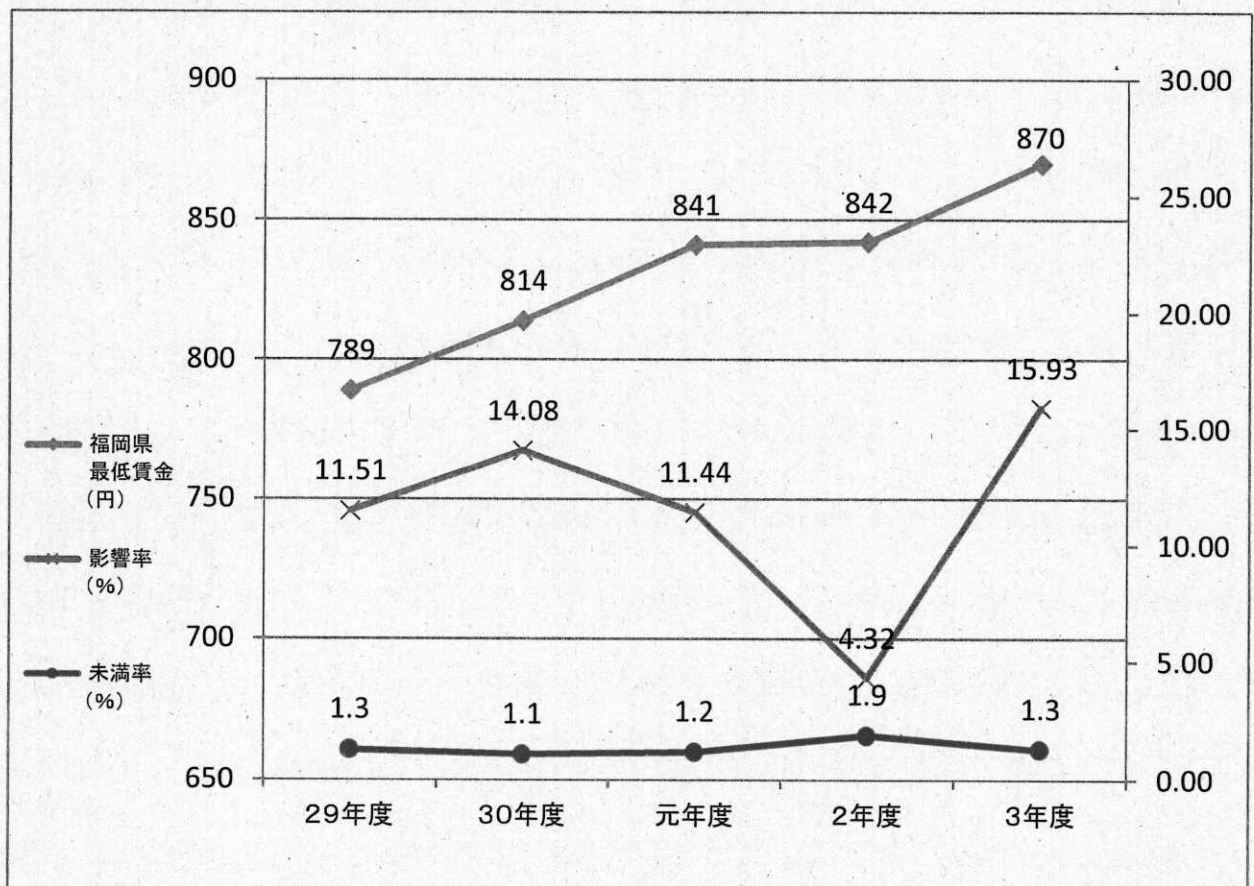


福岡県最低賃金額 未満率・影響率の推移（過去5年）

年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
福岡県最低賃金（円）		789	814	841	842	870
（対前年度差）（円）		(24)	(25)	(27)	6(1)	(28)
福岡	改定前最賃額	765未満	789未満	814未満	841未満	842未満
	未満率（%）	1.3	1.1	1.2	1.9	1.3
	影響率（%）	11.51	14.08	11.44	4.32	15.93

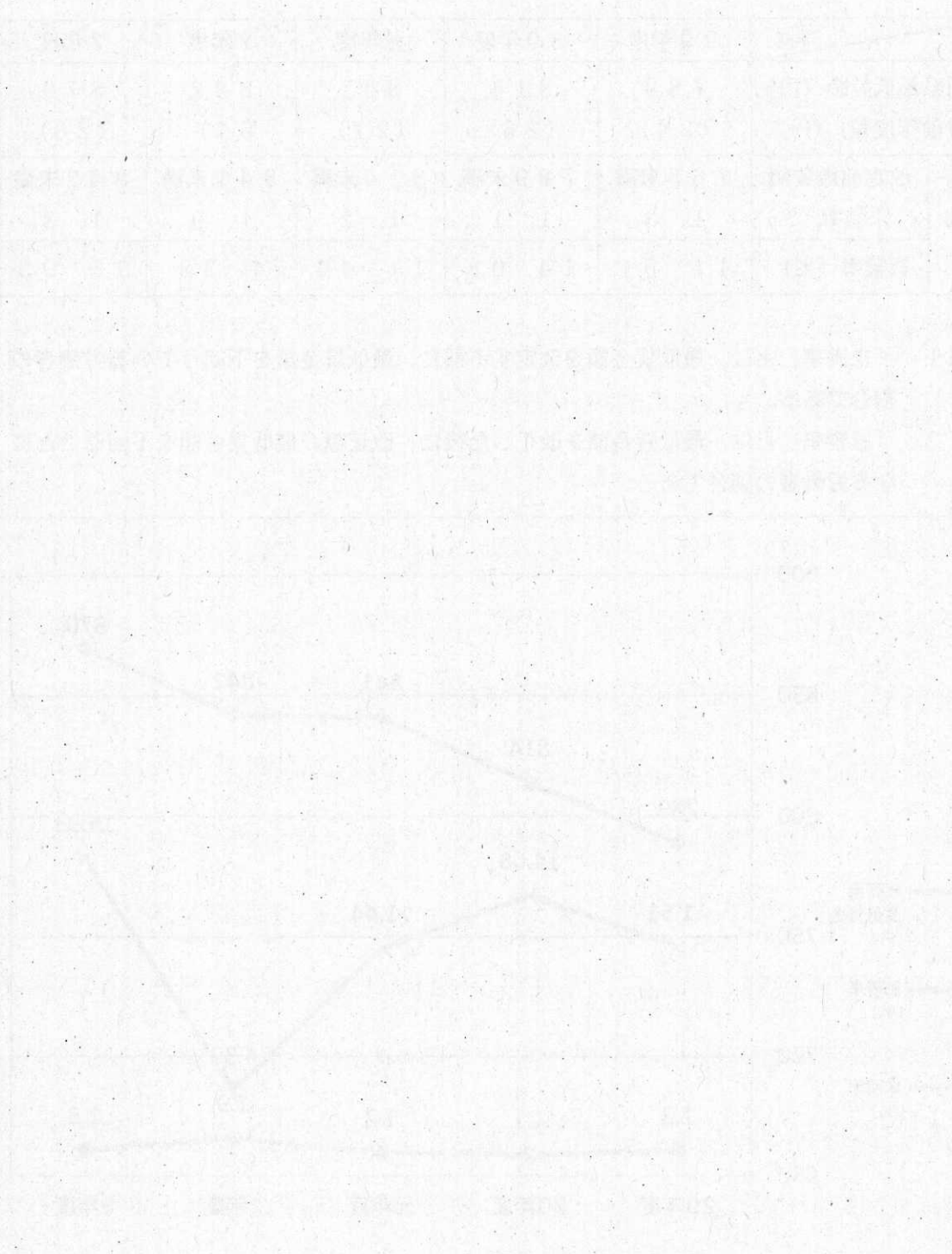
※1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合である。

2 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正額の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合である。





Faint, illegible text or a header line at the top of the page.



令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

資料番号

No. 7

項番	都道府県	業種	改定前額	改定額	効力発生日 予定日
			時間額	時間額	
176	山 口	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	967	995	R3.12.15
179	山 口	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	893	921	R3.12.15
180	山 口	輸送用機械器具製造業	937	965	R3.12.15
181	山 口	百貨店、総合スーパー	859	875	R3.12.15
196	福 岡	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	976	980	R3.12.10
197	福 岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927	947	R3.12.10
198	福 岡	輸送用機械器具製造業	944	957	R4.1.7
199	福 岡	百貨店、総合スーパー	889	897	R4.1.7
200	福 岡	自動車(新車)小売業	941	959	R3.12.10
201	佐 賀	陶磁器・同関連製品製造業	783	822	R3.12.9
202	佐 賀	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他はん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	870	896	R3.12.31
203	佐 賀	発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	839	867	R3.12.18
204	長 崎	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875	-	-
205	長 崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	837	864	R3.12.29
206	長 崎	船舶製造・修理業、船用機関製造業	875	-	-
207	熊 本	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	836	863	R3.12.15
208	熊 本	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	888	902	R3.12.15
209	熊 本	百貨店、総合スーパー	796	-	-
210	大 分	鉄鋼業	951	981	R3.12.25
211	大 分	非鉄金属製造業	911	936	R3.12.25
212	大 分	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	835	864	R3.12.25
213	大 分	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	878	894	R3.12.25
214	大 分	各種商品小売業	716	-	-
215	大 分	自動車(新車)小売業	848	872	R3.12.25
216	宮 崎	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678	-	-
217	宮 崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	803	831	R3.12.24
218	宮 崎	各種商品小売業	705	-	-
219	宮 崎	自動車(新車)小売業	832	858	R3.12.26
220	鹿 児 島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	815	842	R3.12.17
221	鹿 児 島	百貨店、総合スーパー	693	-	-
222	鹿 児 島	自動車(新車)小売業	847	872	R3.12.16
223	沖 縄	畜産食料品製造業	683	-	-
224	沖 縄	糖類製造業	769	-	-
225	沖 縄	清涼飲料、酒類製造業	686	-	-
226	沖 縄	新聞業	835	853	R3.11.12
227	沖 縄	各種商品小売業	770	-	-
228	沖 縄	自動車(新車)小売業	770	-	-

令和4年1月の最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（福岡労働局）

業種	福岡県最低賃金			特定最低賃金			合計		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率
01 製造業	37	2	5.4%	17			54	2	3.7%
01 食料品製造業	14						14		
02 繊維工業	5	1	20.0%				5	1	20.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	2						2		
04 木材・木製品製造業									
05 家具・装備品製造業									
06 パルプ・紙・紙加工品製造業									
07 印刷・製本業									
08 化学工業									
09 窯業土石製品製造業									
10 鉄鋼業									
11 非鉄金属製造業									
12 金属製品製造業	1						1		
13 一般機械器具製造業									
14 電気機械器具製造業				17			17		
15 輸送機械等製造業	1						1		
16 電気・ガス・水道業									
17 その他の製造業	14	1	7.1%				14	1	7.1%
01 自動車整備業									
02 機械修理業									
03 クリーニング業	12						12		
04 たばこ製造業									
09 その他	2	1	50.0%				2	1	50.0%
02 鉱業									
03 建設業	3						3		
04 運輸交通業									
01 鉄道・軌道・水運業									
02 道路旅客業									
01 ハイヤー・タクシー業									
02 バス業									
09 その他の道路旅客運送業									
03 道路貨物運送業									
04 その他の運輸交通業									
05 貨物取扱業	1						1		
1号～5号 中計	41	2	4.9%	17			58	2	3.4%
06 農林業									
07 畜産・水産業									
08 商業	117	6	5.1%				117	6	5.1%
01 卸売業	14	1	7.1%				14	1	7.1%
02 小売業	83	5	6.0%				83	5	6.0%
03 理美容業	20						20		
04 その他の商業									
09 金融広告業	1						1		
10 映画・演劇業									
11 通信業									
12 教育研究									
13 保健衛生業	2	1	50.0%				2	1	50.0%
01 医療保健業									
02 社会福祉施設	2	1	1				2	1	50.0%
03 その他の保健衛生業									
14 接客娯楽業	72	4	5.6%				72	4	5.6%
01 旅館業	2						2		
02 飲食店	69	4	5.8%				69	4	5.8%
03 その他の接客娯楽業	1						1		
15 清掃・と畜業	41	3	7.3%				41	3	7.3%
16 官公署									
17 その他の事業	4						4		
01 派遣業									
02 その他の事業	4						4		
6号～17号 中計	237	14	5.9%				237	14	5.9%
合計	278	16	5.8%	17			295	16	5.4%

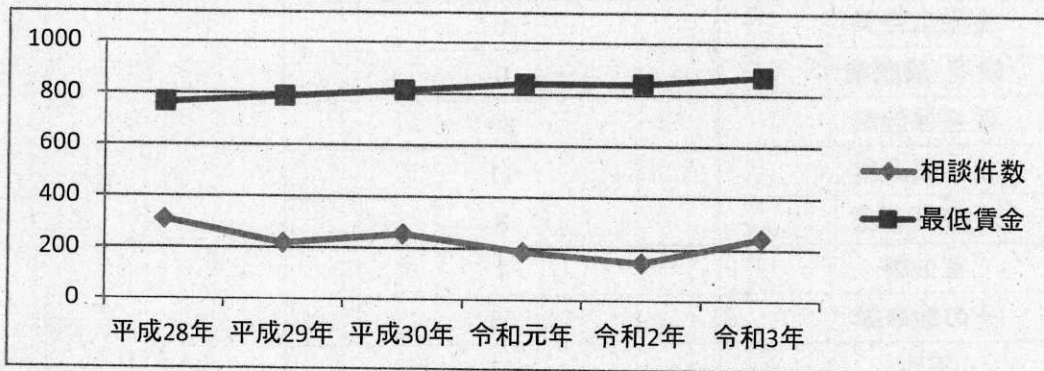
※ 集計については最賃付表作成件数（295件）をベースとした。

最低賃金に関する相談件数・監督指導等件数について

1 福岡県最低賃金の改正に伴う相談件数の推移(過去6年間)

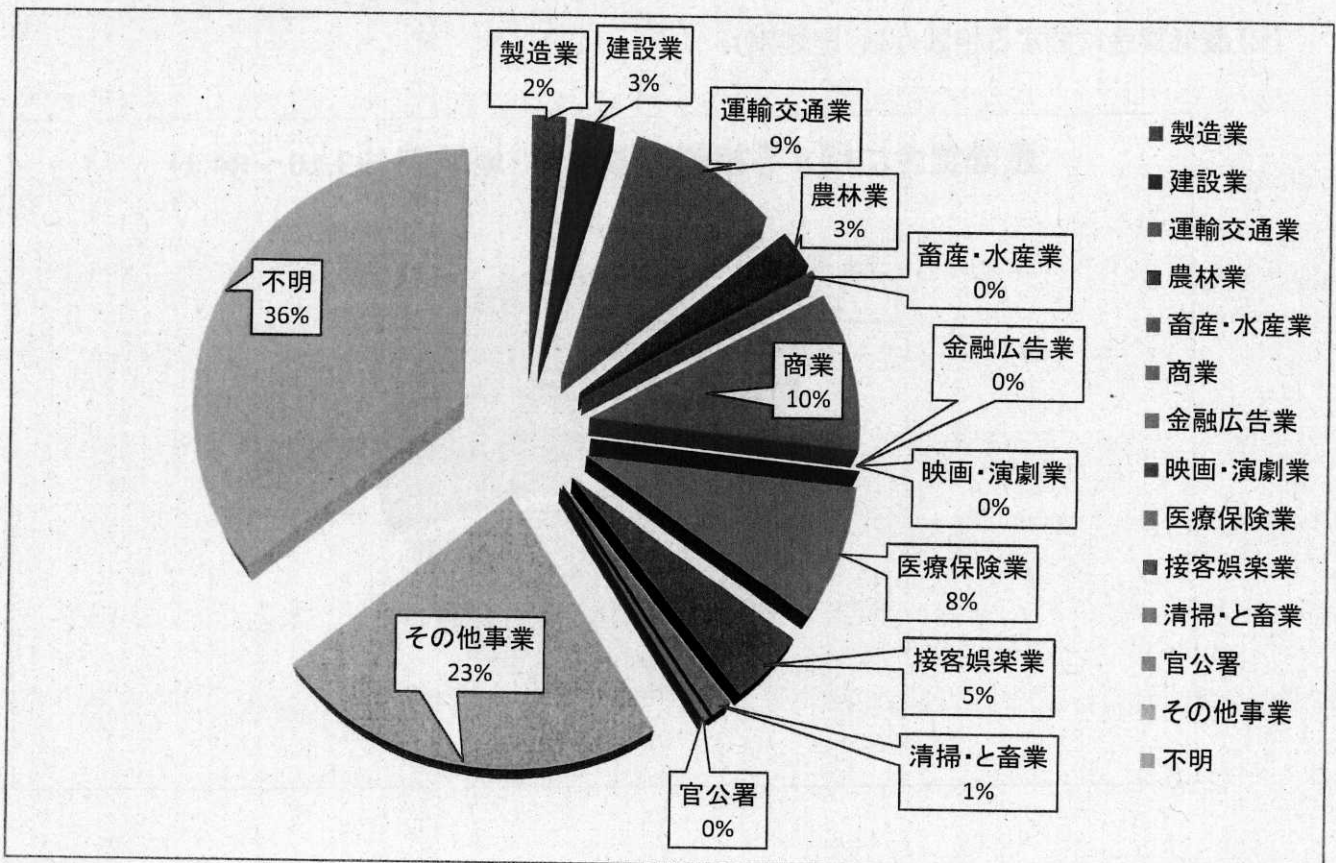
※ 各年の相談件数は、10月1日から翌年1月末までの件数

年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
最賃相談件数	309	217	255	188	148	243
(参考) 最低賃金額	765	789	814	841	842	870



2 最低賃金に関する相談(令和3年10月1日から令和4年1月31日)

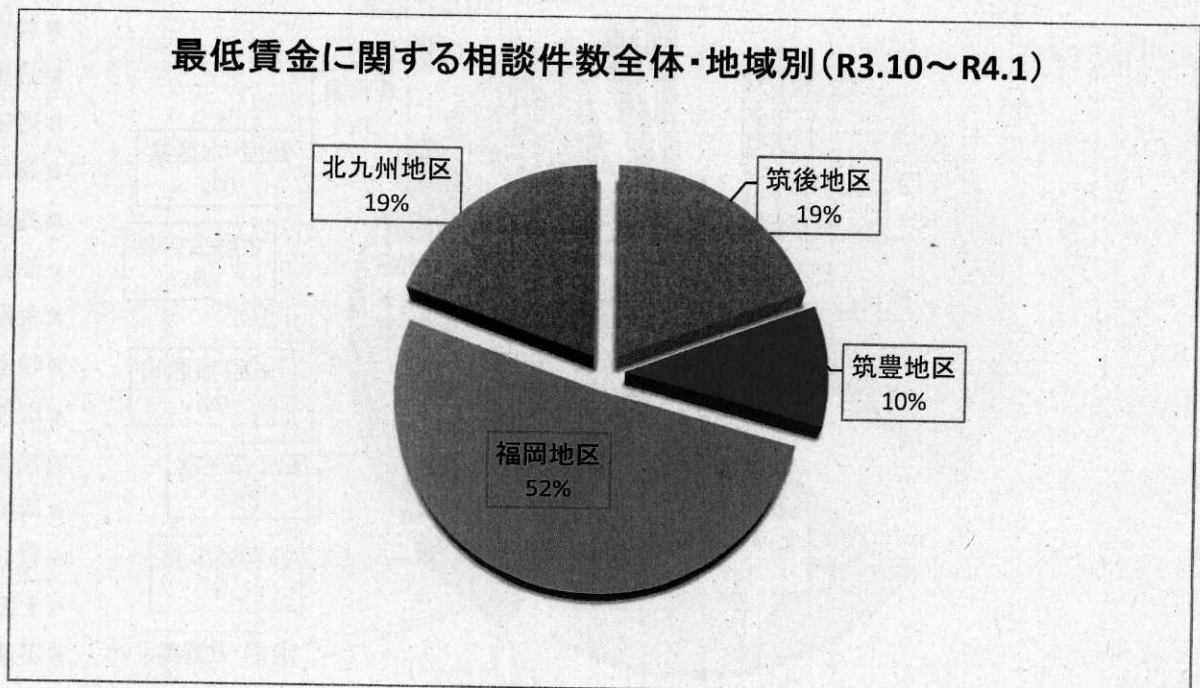
(1) 最低賃金に関する相談件数(業種別)



(内訳)

業種	最低賃金に関する相談件数
製造業	5
建設業	6
運輸交通業	23
農林業	6
畜産・水産業	1
商業	24
金融広告業	0
映画・演劇業	0
医療保健業	20
接客娯楽業	11
清掃・と畜業	3
官公署	1
その他事業	56
不明	87
合計	243

(2)最低賃金に関する相談件数(地域別)



(内訳)

地域	業種														総計
	製造業	建設業	運輸交通業	農林業	畜産・水産業	商業	金融広告業	映画・演劇業	医療保健業	接客娯楽業	清掃・と畜業	官公署	その他事業	不明	
筑後地区	1	0	5	3	0	6	0	0	7	1	2	0	12	10	47
筑豊地区	0	1	2	2	1	6	0	0	3	0	0	0	8	1	24
福岡地区	0	3	11	1	0	8	0	0	6	7	1	1	22	65	125
北九州地区	4	2	5	0	0	4	0	0	4	3	0	0	14	11	47
総計	5	6	23	6	1	24	0	0	20	11	3	1	56	87	243

(3)最低賃金に関する相談件数(雇用形態別)

業種	労働者の雇用形態区分							使用者等	総計
	正社員	パート	有期契約 労働者	派遣 労働者	その他	不明・ 未確認	労働者 小計		
製造業	1	1	1	0	0	0	3	2	5
建設業	1	0	3	0	0	1	5	1	6
運輸交通業	12	1	0	0	1	4	18	5	23
農林業	1	2	0	0	0	2	5	1	6
畜産・水産業	1	0	0	0	0	0	1	0	1
商業	6	6	0	0	0	5	17	7	24
金融広告業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
映画・演劇業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療保健業	3	7	1	0	0	1	12	8	20
接客娯楽業	1	1	0	0	0	3	5	6	11
清掃・と畜業	0	0	0	0	0	2	2	1	3
官公署	0	0	0	0	0	0	0	1	1
その他事業	3	2	1	1	1	10	18	36	56
不明	2	2	0	0	0	20	24	63	87
総計	31	22	6	1	2	48	110	133	243

3 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(推移)

平成 25 年から令和4年における最低賃金主眼監督実施結果

年	監督事業場数	違反事業場数	違反率
全国			
平成 25 年	760	78	10.3%
全国	13,946	1,343	9.6%
平成 26 年	753	58	7.7%
全国	13,975	1,491	10.7%
平成 27 年	731	67	9.2%
全国	13,295	1,545	11.6%
平成 28 年	696	73	10.5%
全国	12,925	1,715	13.3%
平成 29 年	880	88	10.0%
全国	15,413	2,166	14.1%
平成 30 年	809	77	9.5%
全国	15,602	1,985	12.7%
令和元年	764	81	10.6%
全国	15,671	2,145	13.7%
令和 2 年	837	73	8.7%
全国	15,600	2,080	13.3%
令和 3 年	148	6	4.0%
全国	9,308	751	8.1%
令和 4 年	295	16	5.4%
全国	---	---	---

*1 最賃主眼監督は、毎年1月から3月にかけて実施

*2 令和4年の実施結果は、令和4年1月末日時点での速報値

令和3年度 最低賃金広報実施状況

1 地域別最低賃金関係

	実施事項	内容	実施時期
1	報道機関へのプレスリリース	新聞社(7)、テレビ局(7)、 ラジオ局(4)	R3.8.5(答申) R3.9.1(官報)
2	福岡労働局ホームページに掲載	トップページ及び重要なお知らせ に掲載	R3.8.5(答申) R3.9.1(官報)
3	記者会見	労働局長定例記者会見	R3.8.31
4	本省実施広報	主要駅のポスター掲示 電車中吊り広告	R3.10.1~
5	各団体の広報誌、ホームページへの掲載 依頼(文書)	県、市町村(61)、商工会議所・商 工会(73)、法人会(19)、その他団 体(77) → 県、市町村(51)、商工 会議所・商工会(61)等で掲載	R3.9.30~
6	リーフレット、ポスターの送付、広報 誌・ホームページへの掲載依頼(文書)	① 県、市区町村、商工会議所・商 工会、法人会、士業団体、銀行 協会等、経営者団体、年金事務 所等、大学・高等学校、募集情 報等提供事業者、労働関係行政 機関・団体等(594) ② 過去5年に最賃法第4条第1項 違反が認められた事業場(392)	R3.9.30~
7	最賃額周知用ゴム印(公用封筒押印用) の配付	局、各署	R3.10.1~

2 特定最低賃金関係

	実施事項	内容	実施時期
1	報道機関へのプレスリリース	新聞社 (7)、テレビ局 (7)、 ラジオ局 (4)	R3. 11. 8 (官報①) R3. 12. 8 (官報②)
2	福岡労働局ホームページに掲載	トップページ及び重要なお知らせに掲載	R3. 11. 8 (官報①) R3. 12. 8 (官報②)
3	合同庁舎共用部分ポスター掲示	合同庁舎新館 1 階等ポスター掲示	R4. 1. 5~
4	各団体の広報誌、ホームページへの掲載依頼	県、市町村 (61)、商工会議所・商工会 (73)、法人会 (19)、その他団体 (77) → 県、市町村 (25)、商工会議所・商工会 (46) 等で掲載	R4. 1. 5~
5	リーフレット、ポスターの送付及び広報誌・ホームページへの掲載依頼 (文書)	① 県、市区町村、商工会議所・商工会、法人会、士業団体、銀行協会等、経営者団体、年金事務所等、労働関連行政機関・団体等 (501) ② 大学・高校・専修・各種学校 (400) ③ 募集情報等提供事業者 (55) ④ 派遣・民間職業紹介事業者 (131) ⑤ 工業団地等・労働組合 (110)	R4. 1. 6~

* 中小企業支援事業 (※業務改善助成金【新設コースを含む】) の広報についても併せて実施

3 広報誌等掲載状況 (地域別最低賃金)

	令和 2 年度			令和 3 年度 (3 月 4 日現在)		
	広報誌	ホームページ	いずれかの掲載件数 (掲載率)	広報誌	ホームページ	いずれかの掲載件数 (掲載率)
市町村	55 / 61	58 / 61	58 (95.1%)	41 / 61	51 / 61	51 (83.6%)
・ 商工会 ・ 商工会議所	—	69 / 73	69 (94.5%)	—	61 / 73	61 (83.6%)

* 掲載件数は、広報誌かホームページの何れかに掲載された件数

福岡県の最低賃金

**福岡県
最低賃金**

1時間

870円

効力発生日
令和3年
10月1日

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます(但し、適用除外該当者は除きます)。



特定最低賃金

効力発生日

適用除外(「福岡県最低賃金」が適用されません)

**製鉄業、
製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業**

1時間 **980円**

令和3年
12月10日

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

**電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業**

1時間 **947円**

令和3年
12月10日

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、(イ)組線、かしめ、取付け又は巻線の業務(ロ)バリ取り、かえり取り又は鑄り取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
 - ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務

**輸送用機械器具製造業
船舶製造・修理業、船用機関製造業、
自転車・同部分品製造業を除く**

1時間 **957円**

令和4年
1月7日

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者

**百貨店、
総合スーパー**

衣、食、住にわたる各種の商品を一括して小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの

1時間 **897円**

令和4年
1月7日

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者

自動車(新車)小売業

1時間 **959円**

令和3年
12月10日

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注)①最低賃金には次の手当は算入されません。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所(例:本社、支社、自家用車庫等)及び管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>



●ご存知ですか?

**業務改善助成金
キャリアアップ助成金「裏面」**



最低賃金制度とはなんでしょう？



A 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金があります。



最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？



A 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？



A 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 - ⑥ 精皆動手当、通勤手当及び家族手当
- 詳しくは、福岡労働局賃金室(092-411-4578)まで。



業務改善助成金はどういった場合にもらえるのですか？



A 中小企業・小規模事業者(※)で、①事業場内で最も低い時間給を20円以上引き上げかつ②労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施した場合に、その費用の一部を助成します。

※ ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内、②事業場規模100人以下の事業場

支給額等詳細については、右QRコードをご参照ください。

業務改善助成金については、以下にお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター(03-6388-6155)

福岡働き方改革推進支援センター(0800-888-1699)【受付時間】平日 9:00~17:00



賃金規定等を増額改定した場合、もらえる助成金がありますか？



A キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」という、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させる取組を実施した事業主に対して助成する制度があります。取組実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です。詳しくは、福岡助成金センター(092-411-4701)にお問い合わせください。

最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況

1 働き方改革推進支援センターによる相談支援事業

賃金引上げのための業務改善に関する相談支援を行うとともに、生活衛生関係営業等の収益力向上・生産性向上に向けた支援事業等を紹介するため、関係機関が開催するセミナーや出張相談会等に講師を派遣する事業

○ 相談件数の推移 (令和3年度は2月末現在)

相談件数(件)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
働き方改革推進支援センター	616	1,159	1,500	1,569

(※) 出張による相談件数を含む

福岡働き方改革推進支援センター

福岡市博多区博多駅南1丁目7-14 BOIS 博多ビル305

2 業務改善助成金事業

設備投資などを行って生産性を高め、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度

○ 助成金申請、交付決定件数の推移 (令和3年度は2月末現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数(件)	29	29	36	233
交付決定件数(件)	24	20	36	194
交付決定金額(千円)	14,910	12,630	27,928	156,948

(※) 令和3年度については、「特例コース」にかかる申請件数(5件)、交付決定件数(1件)、交付決定金額(495千円)を含む

3 キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、処遇改善の取組を実施した事業場に対して助成する制度

○ 賃金規定等改定コース

(賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合)

(令和3年度は2月末現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
賃金規定等改定コース申請件数(件)	73	78	88	22



1. 凡在本行存款...
 2. 凡在本行存款...
 3. 凡在本行存款...

姓名	性别	年龄	职业	住址

4. 凡在本行存款...
 5. 凡在本行存款...
 6. 凡在本行存款...

姓名	性别	年龄	职业	住址

7. 凡在本行存款...
 8. 凡在本行存款...
 9. 凡在本行存款...

姓名	性别	年龄	职业	住址

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

- | | |
|---|-------------------------------|
| <p>① 業務改善助成金
 問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15）
 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）</p> <p>事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者による設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。</p> | <p>業務改善助成金</p> <p>検索</p> |
| <p>② 業務改善助成金特例コース
 問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15）
 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日～同年12月の間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大します。</p> | <p>業務改善助成金特例コース</p> <p>検索</p> |
| <p>③ 人材確保等支援助成金
 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク</p> <p>生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び雇用の低下に取り組み事業者に対して、助成金を支給します。</p> | <p>人材確保等支援助成金</p> <p>検索</p> |
| <p>④ キャリアアップ助成金
 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク</p> <p>有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。</p> | <p>キャリアアップ助成金</p> <p>検索</p> |
| <p>⑤ 中小企業向け賃上げ促進税制
 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター</p> <p>青色申告書を提出している中小企業事業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。</p> | <p>賃上げ促進税制</p> <p>検索</p> |
| <p>⑥ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）
 問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505</p> <p>事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組み中小企業・小規模事業者に対して、設備投資や運転資金を低金利で融資します。</p> | <p>働き方改革推進支援資金</p> <p>検索</p> |
| <p>⑦ 事業再構築補助金
 問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター
 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く）
 電話番号：<ナビダイヤル>0570-012-088
 <IP 電話用>03-4216-4080</p> <p>ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p> | <p>事業再構築補助金</p> <p>検索</p> |


2. 生産性向上に関する支援

- | | |
|---|----------------------------|
| <p>⑧ 固定資産税の特例措置
 問い合わせ先：先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
 <税制について> 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）
 <制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816</p> <p>「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・特例の措置として、地方税法において備却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業者を支援します。</p> | <p>先端設備等導入計画</p> <p>検索</p> |
| <p>⑨ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）
 問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
 電話：03-3501-1957（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）</p> <p>中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針に沿った「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。</p> | <p>経営力向上計画</p> <p>検索</p> |
| <p>⑩ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）
 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター
 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）</p> <p>中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下は7%）の税額控除を選択適用することができます。</p> | <p>経営強化税制</p> <p>検索</p> |
| <p>⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
 問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）</p> <p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。</p> | <p>ものづくり補助金</p> <p>検索</p> |
| <p>⑫ 小規模事業者持続化補助金
 問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
 <商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 日本商工会議所 電話：03-6747-4602</p> <p>小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。</p> | <p>持続化補助金</p> <p>検索</p> |
| <p>⑬ サービス等生産性向上 IT 導入支援補助金
 問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
 電話：0570-666-424</p> <p>中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。</p> | <p>IT 導入補助金</p> <p>検索</p> |
| <p>⑭ 下請取引等の推進のためのガイドライン
 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669</p> <p>親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。</p> | <p>下請ガイドライン</p> <p>検索</p> |

15 ハートナーシップ構築宣言

問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
 <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688


下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

検索 

16 官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本的方針」

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669


「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本的方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

検索 

17 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。


検索 

4. 資金繰りに関する支援

18 セーフティネット貸付制度

問い合わせ先： 日本政策金融公庫 (日本公庫) 電話：0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫 (沖縄公庫) 電話：098-941-1795

一時的に売上減少等悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様が融資を受けることができます。

検索 

19 小規模事業者経営改善資金融資制度 (マル経融資)

問い合わせ先： 事業所の所在地の商工会・商工会議所
 日本政策金融公庫 (沖縄振興開発金融公庫) の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。


検索 

5. その他、雇用 (人材育成) に関する支援

20 建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金 (人材開発支援助成金)、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」を支給します。

検索 

21 人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース)

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク


事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入)を行う場合に、助成金を支給します。

検索 

22 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク


雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

検索 

23 雇用調整助成金

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク


従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整 (休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。

検索 

24 人材開発支援助成金

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度に従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。


検索 

6. 相談窓口・各種ガイドライン

25 働き方改革推進支援センター

問い合わせ先： 全国の働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。

検索 

26 特別相談窓口の設置

問い合わせ先： 全国の商工会議所、各都道府県商工会連合会


生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。

検索 

27 よろず支援拠点

問い合わせ先： 各都道府県のよろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。


検索 

28 下請かけこみ寺

問い合わせ先： (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6655

各都道府県の下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

検索 

29 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先： ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策 (制度) をより「知ってもらおう」「使ってもらおう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。


検索 

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

上記でご紹介した各施策等について、より詳しくまとめています。

検索 

各都道府県労働局の問い合わせ先： 厚生労働省 H P ホーム > 厚生労働省について > 所在地案内 > 都道府県労働局 (労働基準監督署、公共職業安定所) 所在地一覧

検索 

「業務改善助成金(通常コース)」のご案内

～令和4年3月末まで申請期限を延長します～

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等

設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※令和4年2月1日以降も申請を受け付けます(※3)

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)	
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※3) 20円コースは、令和4年1月31日で受付を終了しています。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成対象の特例

- ◆ PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。※
(※) 特例事業者のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 申請期限は令和4年3月31日までです。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号：03-6388-6155 (受付時間 平日8:30~17:15)

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

※申請先は、各労働局雇用環境・均等部(室)

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

【参考1：令和4年度の業務改善助成金(通常コース)のご案内(予定)】

- ◆ 令和4年度においても、「令和4年2月1日からのコース」を、引き続き実施する予定です。

(※) ただし、令和4年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

【参考2：業務改善助成金特例コースのご案内】

特例コースの概要

■ 申請期限：令和4年3月31日まで

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し(※Bの経費)、その費用の一部を助成するものです。

助成額・助成率

助成率： 3 / 4

助成上限額：

引上げ 人数	1人	2~ 3人	4~ 6人	7人 以上
上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など (※PC、スマホ、タブレットの新規購入、物自動車なども対象)
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい 中小企業事業者を支援する助成金がありました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■ 申請期限：令和4年3月31日まで

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切は令和4年3月31日（木））※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組み※2を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■ 助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



[参考]

◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+		
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター
（受付時間 平日8:30～17:15）

電話番号：03-6388-6155

福岡働き方改革支援センター
（受付時間 平日9:00～17:00）

電話番号：0800-888-1699

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。

業務改善助成金の特例コースの活用例

（「関連する経費」の助成対象の拡充）

<ケース 1>

飲食店において、配達効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



【助成対象】

広告宣伝費の活用

これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリーサービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施



【対象外】

※ 現行制度では広告宣伝費は認められていない。

特例コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



広告宣伝費の活用

これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリーサービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施



【特例の対象経費】

<ケース 2>

サテライトオフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務の効率化が図られ、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

テレワーク機器を導入

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



【助成対象】

備品等購入費の活用

テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備



【対象外】

※ 現行制度では備品等購入費は認められていない。

特例コースの取扱い

テレワーク機器を導入

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



備品等購入費の活用

テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備



【特例の対象経費】

第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説(令和4年1月17日)

一 はじめに

今、我が国は、オミクロン株の感染急拡大に直面しています。

まず、新型コロナに感染し、苦しんでおられる方々にお見舞いを申し上げます。

また、長期にわたり、新型コロナとの闘いに御協力いただいている国民の皆さんに、心から感謝申し上げます。

そして、新型コロナ対応の最前線におられる、自治体、医療機関、介護施設、検疫所、保健所などのエッセンシャルワーカーの皆さんに、深く、感謝申し上げます。

岸田政権の最優先課題は、新型コロナ対応です。しかし、政府だけで対応できるものではありません。

国民皆で助け合い、この状況を乗り越えていきたいと思えます。引き続き、皆さんの御協力を、お願いいたします。

(コロナ後の新しい日本を創り上げるための挑戦)

【中略】

二 新型コロナ対応

【中略】

三 新しい資本主義

(経済再生)

新型コロナとの闘いに打ち克ち、経済を再生させるため、令和三年度補正予算の早期執行など、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期します。

経済あつての財政です。経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組みます。

(新しい資本主義の実現)

経済再生の要は、「新しい資本主義」の実現です。

市場に依存し過ぎたことで、公平な分配が行われず生じた、格差や貧困の拡大。市場や競争の効率性を重視し過ぎたことによる、中長期的投資の不足、そして持続可能性の喪失。行き過ぎた集中によって生じた、都市と地方の格差。自然に負荷をかけ過ぎたことによって深刻化した、気候変動問題。分厚い中間層の衰退がもたらした、健全な民主主義の危機。

世界でこうした問題への危機感が高まっていることを背景に、市場に任せれば全てが上手くいくという、新自由主義的な考え方が生んだ、様々な弊害を乗り越え、持続可能な経済社会の実現に向けた、歴史的スケールでの「経済社会変革」の動きが始まっています。

私は、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」によって、この世界の動きを主導していきます。官と民が全体像を共有し、協働することで、国民一人ひとりが豊かで、生き生きと暮ら

せる社会を作っていきます。

日本ならばできる、日本だからできる。共に、この「経済社会変革」に挑戦していこうではありませんか。

様々な弊害を是正する仕組みを、「成長戦略」と「分配戦略」の両面から、資本主義の中に埋め込み、資本主義がもたらす便益を最大化していきます。

成長戦略では、「デジタル」、「気候変動」、「経済安全保障」、「科学技術・イノベーション」などの社会課題の解決を図るとともに、これまで、日本の弱みとされてきた分野に、官民の投資を集め、成長のエンジンへと転換していきます。

分配や格差の問題にも正面から向き合い、次の成長につなげます。こうして、成長と分配の両面から経済を動かし、好循環を生み出すことで、持続可能な経済を作り上げます。

(デジタル田園都市国家構想)

【中略】

(経済安全保障)

【中略】

(科学技術・イノベーション)

【中略】

(賃上げ)

成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現する要となるのが、分配戦略です。その第一は、所得の向上につながる「賃上げ」です。

先日、車座でお話を伺った中小製造事業の社長さんは、生産性向上を図り、従業員の可処分所得を3%引き上げたい、それが経営者としての信念だ、と力強く語ってくれました。

成長の果実を、従業員に分配する。そして、未来への投資である賃上げが原動力となって、更なる成長につながる。こうした好循環を作ります。

賃上げ税制の拡充、公的価格の引き上げに加え、中小企業が原材料費の高騰で苦しむ中、適正な価格転嫁を行えるよう、環境整備を進めます。

春には、春闘があります。近年、賃上げ率の低下傾向が続いていますが、このトレンドを一気に反転させ、新しい資本主義の時代にふさわしい賃上げが実現することを期待します。

できる限り早期に、全国加重平均千円以上となるよう、最低賃金の見直しにも取り組んでいきます。

【以下、略】

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日
内閣官房
(新しい資本主義実現本部事務局)
消費者庁
厚生労働省
経済産業省
国土交通省
公正取引委員会

現在、原油価格がおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしており、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される。

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要である。

政府としては、以下の新たな取組を開始し、フォローアップしていくことを通じて、転嫁対策に全力で取り組んでいく。

1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設【内閣官房】

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」（以下「集中取組期間」という。）と定め、政府を挙げて、強力に取組を進めていく。

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

(1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- 今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員

会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。

- ・ また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると思込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

(2) 独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】

- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。）の適用対象とならない取引（※）についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底する。

（※）資本金要件を満たさない取引（例：資本金2億円の企業と資本金1,500万円の企業の取引）や、売買などの委託以外の取引、自家使用する役務を委託する取引（「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供」の委託）

(3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

- ・ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると思込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する（「買いたたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定）。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

(4) 下請代金法上の「買いたたき」に対する対応

① 下請代金法上の「買いたたき」の解釈の明確化【公正取引委員会】

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。
 - 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
 - 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールな

どで下請事業者には回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。

- ・ 「買ったたき」を含む下請代金法上の解釈に関する相談対応の強化を図るため、下請代金法に関する相談を受け付ける公正取引委員会の「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底を行う。

②下請代金法上の「買ったたき」に対する取締り強化【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・ 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で、改善報告書の提出を求める（※現在は法律に基づく勧告事案のみに要求）。

③下請取引の監督強化のための情報システムの構築【公正取引委員会】

- ・ 下請代金法上の違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、書面調査の回答（30万件程度実施）に加えて、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、窓口への申告情報などを一元的に管理できる情報システムを公正取引委員会に新たに構築する。

（5）下請中小企業振興法に基づく対応【中小企業庁】

- ・ 毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、政府で設置している中小企業からの相談窓口（下請かけこみ寺、原油価格上昇に関する特別相談窓口）における価格転嫁に関する相談をもとに、下請Gメンによるヒアリングを実施し、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準に照らし、親事業者による価格転嫁の協議への対応状況を詳細に把握し、その結果を公表する。

（6）取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大【中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインを新たに策定する。
- ・ 下請Gメンによる調査の分析結果等を各事業所管大臣に共有し、取引適正化のための業種別ガイドラインの策定業種を拡大する。

3. 労働基準監督機関における対応

（1）最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備【厚生労働省】

- ・ 最低賃金違反や賃金・残業代の不払が疑われる事業場に対して、労働基準監督機関（都道府県労働局・労働基準監督署）が監督指導を実施し、是正を図る。このため、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行う。
- ・ 賃金不払をはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督機関による定期監督（年間10万事業場以上に実施）において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認するとともに、労使において賃金の引上げを行うとの取決めを行った

にもかかわらず、賃金支払が履行されず、労働基準監督機関による度重なる指導でも是正しない事業場や、定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分（※）を含め厳正に対応する。

（※）事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大または悪質な場合に、労働基準監督官が刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検すること。

（2）労働基準監督署からの通報制度の拡充【厚生労働省】

- ・労働基準監督機関が事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買ったとき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報する。

4. 公共調達における労務費等の上昇への対応【デジタル庁・経済産業省・厚生労働省等】

- ・来年度から新たに、賃上げを積極的に行う企業（※）の申請に対する加点を実施する。
（※）大企業であれば給与等受給者一人当たりの平均受給額を前年度比 3% 増、中小企業であれば給与総額 1.5% 増
- ・情報システムやビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、公共工事における公共工事設計労務単価制度を参考に、調達の対象となる資産・サービス毎に、デジタル庁と業種を所管する省庁などが連携して、発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する。特に、情報システムの公共調達においては、契約単価のデータベース化等により、再委託・再々委託先も含めた賃金の適正化等に向けて取り組む。

5. 公共工事品質確保法等に基づく対応の強化

（1）公共工事品質確保法等の趣旨の徹底【国土交通省】

- ・公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年 1 月から 3 月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

(2) 貨物自動車運送事業法、内航海運業法に基づく対応の強化【国土交通省】

- ・トラック運送業について、燃料サーチャージの導入等を通じて燃料価格上昇分が適切に運賃に反映されるよう、荷主企業等に協力を求めるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく標準的な運賃の導入を促す。国土交通省本省、地方運輸局等に相談窓口を設置する。荷主への働きかけ、要請、勧告・公表など同法に基づく法的対応を強化する。
- ・内航海運業について、荷主企業等に燃料価格上昇分の運賃への反映について協力を求めるとともに、相談窓口を設置し、来年 4 月から施行される改正後の内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）に基づき、対応が不適切な荷主への勧告・公表を実施する。

6. 景品表示法上の対応【消費者庁】

- ・①「期間限定価格」等と記載し、表示された期間内に限り安い価格で販売しているかのように表示しているが、実際には表示された期間後も同じ価格で販売していること、
 - ・②「追加料金不要」等と記載し、オプションサービスを追加した場合であっても追加料金が発生しないかのように表示しているが、実際には追加料金が発生する場合があること、
 - ・③店頭看板等において誰でも表示された安い価格で購入できるかのように表示しているが、実際には表示された価格で購入できるのは有料会員のみであること、
- など、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示については、有利誤認表示として不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）上問題となることを周知徹底する。

7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対応【公正取引委員会】

- ・「スタートアップとの事業連携に関する指針」（令和 3 年 3 月、公正取引委員会・経済産業省）を策定したところ。この指針にのっとり、新たに、下請代金法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引について、5,000 件程度の書面調査を実施する。
- ・調査の結果、
 - 秘密保持契約を締結しないままでの営業秘密の開示の要請
 - 秘密保持契約に違反して、スタートアップの営業秘密を活用した競合商品・役務の販売
 - 共同研究の成果に基づく知的財産権を大企業のみへ帰属させる契約の締結の要請をはじめとする「優越的地位の濫用」が疑われる事案については、立入調査を行うとともに、関係事業者が自主的な検証・改善に取り組めるよう、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

8. パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化

(1) 宣言企業の取組の見える化【中小企業庁】

- ・ 宣言企業については、全社に書面調査を実施し、宣言内容の実行状況をフォローアップする。取組の好事例については、これを周知していく。

(2) 宣言企業の申請に対する補助金における加点【経済産業省等】

- ・ 現在、事業再構築補助金、先進的省エネルギー投資促進支援事業など5つの補助金については、それらへの申請に際し、パートナーシップ構築宣言を行っている企業に対しての加点措置を実施しているが、その対象範囲を全省庁の補助金に拡大することを検討する。

(3) コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置付け【経済産業省】

- ・ 実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する具体的な取組を取りまとめている「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（平成30年9月、経済産業省）において、パートナーシップ構築宣言が望ましい取組であることを示す。

9. 関係機関の体制強化

- ・ 優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、公正取引委員会に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置するとともに、体制強化を図る。【公正取引委員会】
- ・ 下請取引の監督を強化するため、現在120名の下請Gメンの体制を来年度から倍増させ、年間1万社以上の中小企業の現場の声を聴取する。【中小企業庁】
- ・ 賃金引上げなど労働条件向上に向け、労働基準監督署に労働条件向上相談窓口（仮称）を設置するとともに、体制強化を図る。【厚生労働省】

10. 今後の検討課題

(1) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正【公正取引委員会】

- ・ 近年、各種のデジタル技術、デジタル関連サービス等の発達を背景に、さまざまな事業分野において寡占化が進む中、垂直的な取引の適正化について、より正面から取り組んでいくため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月、公正取引委員会）の策定以来の運用実績や、近年の諸外国における「買ったたき」等に対する考え方も参考にし、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討する。

令和3年度福岡地方最低賃金審議会

●最低賃金関連トピックス

掲載日	記事内容
令和3年8月5日	福岡県最低賃金の改正決定について管申が行われました(報道発表)
令和3年8月5日	業務改善助成金について令和3年8月から特例的な要件緩和・拡充を行います。
令和3年9月1日	福岡県最低賃金を870円に引上げを決定。
令和3年11月8日	3つの福岡県特定最低賃金が改定されます。
令和3年12月8日	2産業の福岡県特定最低賃金が改定されます。
令和4年1月13日	令和4年1月13日から業務改善助成金の新しい「特別コース」が始まりました。
令和4年2月1日	業務改善助成金の通常コースの申請期限を令和4年3月までに延長します。NEW!!

●福岡最低賃金審議会の開催について

掲載日	記事内容
令和3年6月7日	令和3年度第1回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和3年6月7日	令和3年度福岡地方最低賃金審議会 第1回運営小委員会の開催について
令和3年6月28日	令和3年度第2回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和3年7月12日	令和3年度第3回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和3年8月6日	令和3年度福岡地方最低賃金審議会 第2回運営小委員会の開催について
令和3年8月6日	令和3年度第5回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和3年8月10日	令和3年度第6回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和3年9月8日	令和3年度福岡地方最低賃金審議会 福岡県特定最低賃金専門部会合同会議の開催について
令和3年9月27日	令和3年度第7回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和4年3月1日	令和3年度第9回福岡地方最低賃金審議会の開催についてNEW!!

各種法令・制度・手 続き

- 特設サイト
- 労働条件・労働基準関係
- 最低賃金・最低工賃関係
- 安全対策関係
- 労働衛生関係
- 労災保険関係
- 雇用環境・均等関係
- 労働保険関係
- 雇用保険・職業紹介関係
- 職業・雇用対策関係
- 労働者派遣事業・有料無料
職業紹介事業関係

https://site.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku_shingikai-gijiyoushi_00001.html

福岡地方最低賃金審議会

文字サイズの変更 標準 大 特大 厚生労働省

ホーム

福岡労働局

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内 労働局について

福岡労働局 > 各種法令・制度・手続き > 最低賃金・最低工賃関係 > 令和3年度福岡地方最低賃金審議会

Google カスタム検索

検索

https://site.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/syokugyuu_koyou.html

14:40

令和3年9月8日	令和3年度福岡地方最低賃金審議会 福岡県特定最低賃金専門部会合同会議の開催について
令和3年9月27日	令和3年度第7回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和4年3月1日	令和3年度第9回福岡地方最低賃金審議会の開催についてNEW!!

●意見等に関する公示について

掲載日	記事内容
令和3年5月6日	福岡地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示 (福岡労働局一般公示第4号)
令和3年6月2日	福岡地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示 (福岡労働局一般公示第5号)
令和3年6月25日	福岡地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者に係る公示 (福岡労働局一般公示第6号)
令和3年6月25日	福岡県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示 (福岡労働局一般公示第7号)
令和3年6月25日	福岡地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示 (福岡労働局一般公示第8号)
令和3年8月5日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示 (福岡労働局一般公示第9号)
令和3年8月17日	福岡地方最低賃金審議会の福岡県特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示 (福岡労働局一般公示第10号)
令和3年8月17日	福岡県特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示 (福岡労働局一般公示第11号)
令和3年9月29日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示 (福岡労働局一般公示第12号)
令和3年10月6日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示 (福岡労働局一般公示第13号)
令和3年10月7日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示 (福岡労働局一般公示第14号)
令和3年11月9日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示 (福岡労働局一般公示第15号)
令和3年11月9日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示 (福岡労働局一般公示第16号)

●福岡最低賃金審議会議事の公開について

福岡地方最低賃金審議会

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料1	資料2	資料3
令和3年6月24日	第1回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○	○	○
令和3年7月8日	第2回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○	○	
令和3年7月27日	第3回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○	○	○
令和3年8月5日	第4回福岡地方最低賃金審議会		○	○			
令和3年8月17日	第5回福岡地方最低賃金審議会	○		○			
令和3年8月23日	第6回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○		
	第7回福岡地方最低賃金審議会						

- 労働者派遣事業・有料無料職業紹介事業関係
- 職業訓練関係
- 情報開示請求制度・個人情報保護関係
- 公益通報制度関係
- 雇用保険関係#
- 職業紹介関係#
- 法改正のご案内#
- 労働者派遣事業関係#
- 有料・無料職業紹介関係#
- 個別労働紛争解決制度#
- 法令・様式集#

お役立ち情報

- ▶ 法令・様式集
- ▶ 各種統計情報
- ▶ 関連・赤払情報
- ▶ 労働局長定例記者会見配布資料
- ▶ パンフレット・リーフレット

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和3年9月24日	第2回専門部会		〇	〇	〇
令和3年9月28日	第3回専門部会		〇	〇	〇
令和3年10月6日	第4回専門部会		〇	〇	〇

●輸送用機械器具製造業

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和3年9月22日	第2回専門部会		〇	〇	〇
令和3年10月4日	第3回専門部会		〇	〇	〇
令和3年10月6日	第4回専門部会		〇	〇	〇

●百貨店・総合スーパー

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和3年9月21日	第2回専門部会		〇	〇	〇
令和3年9月30日	第3回専門部会		〇	〇	〇
令和3年10月5日	第4回専門部会		〇	〇	〇

●自動車（新車）小売業

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和3年9月24日	第2回専門部会		〇	〇	〇
令和3年9月30日	第3回専門部会		〇	〇	〇
令和3年10月7日	第4回専門部会		〇	〇	〇

※議事録等は福岡労働局労働基準部賃金課庁内での閲覧も可能です。

その他関連情報

- 働き方・休み方改善ポータルサイト
- 職業訓練情報 ロートレーニング
- 雇用環境改善に取り組んでいる企業

- 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト
- 確かめよう労働条件
- 職員採用情報

- 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト
- 確かめよう労働条件
- 職員採用情報

- 外国人雇用サービスセンター
- ハローワークインターネットサービス
- 厚生労働省
- 福岡県

- 相談窓口
- 労働条件相談ほっとライン
- 福岡き方改善推進支援センター
- 職場のトラブルでお困りの方へ（労働相談について）
- 福岡市雇用労働相談センター

- お知らせ・ご案内
- ストレスチェック実施プログラム
- 中小企業を運営されている方へ
- 社会保険分野に関するマイナンバー制度
- 労働保険の年度更新（適用徴収制度について）

福岡県特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数（推定値）

（令和3年12月1日現在）

産 業		令和2年度	令和3年度	令和4年度
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	適用使用者数	43	42	43
	適用労働者数	7,000	6,900	6,970
電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業	適用使用者数	624	617	618
	適用労働者数	21,300	20,600	21,520
輸送用機械器具製造業	適用使用者数	254	256	257
	適用労働者数	23,000	22,900	22,800
百貨店、総合スーパー	適用使用者数	91	92	91
	適用労働者数	15,400	16,000	15,120
自動車（新車）小売業	適用使用者数	808	806	803
	適用労働者数	9,600	9,600	9,550

(注) 適用労働者数は、百の位未満を四捨五入している。



Faint, illegible text and a table structure are visible in the upper half of the page. The table appears to have multiple columns and rows, but the content is too light to transcribe accurately.



資料番号
No.17-1

令和4年 2月24日

福岡労働局
局長 藤枝 茂 殿

日本基幹産業労働組合同連合会
福岡県本部

委員長 増田 隆 男

令和4年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大ききこと。2022年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上





資料番号

No.17-2

令和4年 2月 25日

福岡労働局
局長 藤枝 茂 殿

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
福岡地方協議会

議長 大塚康宏

令和4年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、特定最低賃金の引上げが電機産業に働くすべての労働者、特に非正規労働者を含む中小・零細企業で働く未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たすとともに、中・長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与すると考えるためです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上





資料番号

No.17-3

令和4年2月25日

福岡労働局
局長 藤枝 茂 殿

全日本自動車産業労働組合総連合会
福岡地方協議会

議長 吉村 淳 治

令和4年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大ききこと、2022年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上





資料番号

No.17-4

令和4年2月21日

福岡労働局
局長 藤枝 茂 殿

全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟
福岡県支部

支部長 西 央人

令和4年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

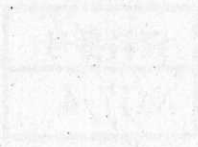
福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大きいこと、2022年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以 上





資料番号

No.17-5

令和4年2月25日

福岡労働局
局長 藤枝 茂 殿

全日本自動車産業労働組合総連合会
福岡地方協議会 販売部門連絡会

委員長 岩屋 英幸

令和4年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

自動車(貨車)小売業
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大きいこと、2022年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

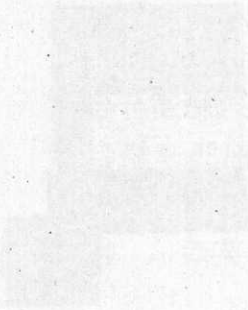
なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上





Faint, illegible text or markings below the top stamp.



Faint, illegible text or markings in the middle section of the page.

Faint, illegible text or markings in the lower middle section of the page.

Faint, illegible text or markings in the lower middle section of the page.

Faint, illegible text or markings in the lower middle section of the page.

Faint, illegible text or markings in the lower middle section of the page.

